

第 12 次
三重県交通安全計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 7 月

三重県交通安全対策会議

ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、交通ルールの遵守や交通安全意識の定着が不十分であったこと、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和45年6月に、「交通安全対策基本法」（昭和45年法律第110号）が制定されました。

この法に基づき、昭和46年度以降、11次・計55年にわたる三重県交通安全計画を策定し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって道路、鉄道分野における交通安全対策を強力に推進してきたところです。

その結果、三重県においては、1年間で331人もの方々が道路交通事故で死亡し、「交通戦争」と呼ばれた昭和45年時と比べ、令和7年中の交通事故死者数は約6分の1まで減少し、統計が残る昭和29年以降、2番目に少ない59人となりました。（最少は令和6年の46人）

これは、国、地方公共団体、関係民間団体、県民が一体となった長年にわたる努力の成果であると考えられます。

しかしながら、依然として私たちは交通事故の危険性と常に隣り合わせにあります。交通事故は、被害者となっても加害者となっても、また双方の家族にとっても大きな悲しみと損害をもたらす出来事となります。

また、鉄道分野においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、事故が発生した場合には甚大な被害となるおそれが常在しています。

交通事故の根絶は、全県民共通の切なる願いであり、そのためには、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり交通安全対策に全力で取り組むことを決意し、誰もが暮らしやすい安全で安心な社会の実現をめざすことが重要です。

本計画は、このような観点から、令和8年度から12年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策を具体的に定めるものであり、関係機関は、これを強力に推進するものとします。

目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	6
第1節 道路交通事故のない社会をめざして	7
第2節 道路交通の安全についての目標	8
Ⅰ 道路交通事故の現状	8
Ⅱ 交通安全計画における目標	10
第3節 道路交通の安全についての対策	11
Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点	11
Ⅱ 講じようとする施策	17
1 道路交通環境の整備	17
2 交通安全思想の普及徹底	32
3 安全運転の確保	45
4 車両の安全性の確保	53
5 道路交通秩序の維持	56
6 救助・救急活動の充実	60
7 被害者等支援の充実と推進	63
8 調査研究の充実	65
第2章 鉄道交通の安全	67
第1節 鉄道事故のない社会をめざして	68
Ⅰ 鉄道事故の状況等	68
1 鉄道事故の状況	68
2 近年の鉄道運転事故の特徴	69
Ⅱ 交通安全計画における目標	69
第2節 鉄道交通の安全についての対策	70
Ⅰ 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	70
Ⅱ 講じようとする施策	70
1 鉄道交通環境の整備	70
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	70
3 鉄道の安全な運行の確保	71
4 救助・救急活動の充実	72
5 被害者支援の推進	72
6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	73

第3章 踏切道における交通の安全	7 4
第1節 踏切事故のない社会をめざして	7 5
I 踏切事故の状況等	7 5
1 踏切事故の状況	7 5
2 近年の踏切事故の特徴	7 6
II 交通安全計画における目標	7 6
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	7 6
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	7 6
II 講じようとする施策	7 6
1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断 施設の整備、バリアフリー化の促進	7 6
2 踏切道の統廃合の促進	7 7
3 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施	7 7
4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための 措置	7 8
参考資料	
用語集	7 9